



佐賀県公報

平成16年
11月8日
(月曜日)
第 12530号

目 次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

●佐賀県告示第六百八十一号
身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項
に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。
平成十六年十一月八日

佐賀県知事 古川 康

康

一 (一) 指定年月日 平成十六年十月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 株式会社コムスン

所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号

(三) 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

名 称 株式会社コムスン虹の松原ケアセンター

所在地 唐津市和多田大土井二番七十一号

サービスの種類 身体障害者居宅介護

事業所番号 四一〇〇〇一〇〇〇九八一一一

二 (一) 指定年月日 平成十六年九月二十九日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 社会福祉法人天寿会

所在地 多久市北多久町小侍百三十二番地六

(三) 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

名 称 天寿荘身体障害者短期入所事業所

所在地 多久市北多久町小侍百三十二番地六

サービスの種類 身体障害者短期入所

事業所番号 四一〇〇〇一〇〇〇二八一三四

三 (一) 指定年月日 平成十六年九月二十九日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 社会福祉法人健寿会

所在地 佐賀郡富士町大字小副川五百六十二番地

サービスの種類 児童居宅介護

事業所番号 四一〇〇〇三〇〇〇六六一一六

(三) 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

名 称 なごみ荘ショートステイサービス

所在地 佐賀郡富士町大字小副川五百六十二番地

サービスの種類 身体障害者短期入所

事業所番号 四一〇〇〇一〇〇〇三一一三八

●佐賀県告示第六百八十二号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十六年十一月八日

佐賀県知事 古川康

一 (一) 指定年月日 平成十六年十月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 株式会社コムスン

所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号

(三) 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

名 称 株式会社コムスン虹の松原ケアセンター

所在地 唐津市和多田大土井二番七十一号

サービスの種類 知的障害者居宅介護

事業所番号 四一〇〇〇二〇〇一二四一四

二 (一) 指定年月日 平成十六年九月二十九日

申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 社会福祉法人天寿会

所在地 多久市北多久町小侍百三十二番地六

(三) 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

名 称 天寿荘知的障害者短期入所事業所

所在地 多久市北多久町小侍百三十二番地六

サービスの種類 知的障害者短期入所

事業所番号 四一〇〇〇二〇〇一二三一三三一

三 (一) 指定年月日 平成十六年九月二十九日

名 称 社会福祉法人天童会

所在地 杣島郡山内町大字大野七千二百六番地一

(三) 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

名 称 ひまわりホーム

所在地 武雄市武雄町大字富岡一万千五百七十四番地一

サービスの種類 知的障害者地域生活援助

事業所番号 四一〇〇〇二〇〇一二三一四二一

四 (一) 指定年月日 平成十六年九月二十九日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 社会福祉法人聖母の騎士会

所在地 佐賀郡大和町久池井千三百八十六番地二

(三) 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

名 称 グループホームかしの木

所在地 佐賀郡大和町久池井千六百八十六番地一

サービスの種類 知的障害者地域生活援助

事業所番号 四一〇〇〇二〇〇〇五六一四二一

五 (一) 指定年月日 平成十六年九月二十九日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 社会福祉法人めぐみ厚生センター

所在地 佐賀市緑小路一番三号

(三) 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

ア 名 称 ピースハイム多布施

所在地 佐賀市緑小路一番三号

サービスの種類 知的障害者地域生活援助

事業所番号 四一〇〇〇二〇〇一一八一四〇

イ 名称 ピースハイム鍋島

所在地 佐賀市鍋島一丁目十四番十七号

サービスの種類 知的障害者地域生活援助

事業所番号 四一〇〇〇二〇〇一一九一四八

ウ 名称 ピースハイム川久保

所在地 佐賀市久保泉町川久保三千百六十番地五十一

サービスの種類 知的障害者地域生活援助

事業所番号 四一〇〇〇二〇〇一二一一四四

エ 名称 ピースハイム富士Ⅱ

所在地 佐賀郡富士町上熊川五百四十一番地四十六

サービスの種類 知的障害者地域生活援助

事業所番号 四一〇〇〇二〇〇一一〇一四六

●佐賀県告示第六百八十三号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の十一第一項に規定する指定知的障害者更生施設等を次のとおり指定した。

平成十六年十一月八日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成十六年九月二十九日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人聖母の騎士会

所在地 佐賀郡大和町久池井千三百八十六番地二

(三) 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

名称 いとし子の家

所在地 佐賀郡大和町久池井千四百七番地十一

サービスの種類 知的障害者更生施設

事業所番号 四一〇〇〇二〇〇一一八三三四

二 (一) 指定年月日 平成十六年九月二十九日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人めぐみ厚生センター

所在地 佐賀市緑小路一番三号

(三) 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

名称 知的障害者通所更生施設ウイズ富士

所在地 佐賀郡富士町大字内野二百九番地八

サービスの種類 知的障害者通所更生施設

事業所番号 四一〇〇〇二〇〇一一五三三八

申購
込先
料

一か年二八、八〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十六年十一月八日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川康行

印 刷 所 発 行 定 日
西 部 印 刷 企 画 (株) 毎 週 月 水 金 曜 日